

公の施設の指定管理者の指定の件（老人休養ホーム）

平成 27 年（2015 年）11 月 27 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市保養センター駒岡
- 2 公の施設の位置  
札幌市南区真駒内
- 3 指定管理者  
札幌市中央区大通西 19 丁目 1 番 1  
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会  
会長 大 公一郎
- 4 指定期間  
平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(理 由)

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、保養センター駒岡の指定  
管理者を指定するため、本案を提出する。